

平成24年度第8回岡山県地方独立行政法人評価委員会の議事録

- 1 日 時 平成24年8月3日(金) 13:00～14:30
 2 場 所 三光荘 3階パブリック
 3 出席委員 末長委員長、清水委員、小田委員、内富専門委員
 4 議 事

- (1) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果について
 (2) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果について
 質疑の冒頭に精神科医療センターから前回の質疑内容に関連する財務状況について説明が行われた後に、事務局から評価結果(案)について説明が行われ、続いて委員からの質疑が行われた。以下はその概要である。

委員発言要旨	事務局発言要旨
<p>全国的に見て、医業収支比率がそんなにいいことは知りませんでした。</p> <p>この説明がここに入っていたなら、読んで何か十分という気がするんですが、うまく入らないものなんですか。</p> <p>経常収支比率と医業収支比率との差が大きいというのは、要するに運営費負担金とかをしっかりもらっているということですから、それが無いからあまり足りないということはあるけど、それはそれでまた評価できる話だと思うんですね。</p> <p>今日最初の資料1、2、3の驚くべき数字であるわけで、先ほどの説明では、地方独立行政法人になる前から、医業収支比率が良くなったと。</p> <p>地方独立行政法人になる前の平成18年度は医業収支比率77.2%というのが、平成23年度は97%になったということですね。</p>	<p>○岡山県精神科医療センター そうなんです。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 他との比較というのはなかなか難しいです。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 参考資料として全国のデータを毎年提示するということが必要かもしれないですね。</p> <p>○事務局 全国データということになりますと、1年遅れになりますので。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 1年遅れであれば大した変化はありません。</p> <p>○事務局 参考資料ですね。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 平成18年度の医業収支比率は77.2%です。県立病院は地方公営企業にあたります。平成18年度は地方独立行政法人化前ですから、こちらには提示されていません。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 人件費や委託費を見直すことでコスト削減を図りました。また医業収益も上がったため医業収支比率が上がりました。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 地方独立行政法人化すれば、質の高い医療の提供によって収入に繋がることに対しては、投資ができます。今の医療費は、とにかく医師を増やしていかないと、幾ら頑張っても収入は上がらないという構造になっています。それから、例えば医療観察法の病棟は自治体病院の33病院の中で、岡山が初めて立ち上げました。初めてのことは、どこもリスクの計算</p>

そうすると、地方独立行政法人化の前は、手続上、できないこともあったと。

地方独立行政法人になったら、こういういろいろなことが今までと違ってできるようになった。

それをやる人がトップにつくかどうかによって変わってくると。

それで、人がやるのを見ていて、いいことかなと思っていても、見てからやるというのは。

そうすると、お手本がちゃんとあるわけで、他の地方独立行政法人もこれから良くなってくるんじゃないでしょうか。

この実施状況のところに参考資料として、全国自治体の状況を、例えば、岡山だとこういう1位とか、平均と比べてこれだけいいとかということを行行、入れられないんですか。このようにしていただければ、むしろ4のほうがいいと思うんですけどね。

だから参考で、平成22年度ということで。

あるいは、4にして、委員会参考意見のところにこの状況を入れるという形で。

運営費負担金収入が少ないにもかかわらず、医業収支比率は非常に高い。
これは3のままだとちょっと心が痛みます。

ばかりしがちですが、収入と支出の計算をきちんとすれば今後の経営をうまくやっていくことができます。初めての取り組みを進んでやることを常にやっていないと、病院経営というのは成り立たないと私自身は思っています。

「理事長の強力なリーダーシップのもとで」と、聞くほうが恥ずかしくなりますがこういった私の考えのもとで病院が動いているという理解でよろしくお願いいたします。

○岡山県精神科医療センター
迅速に対応できるようになりました。

○岡山県精神科医療センター
そうです。

○岡山県精神科医療センター
福岡は地方独立行政法人よりさらに進んでいまして、4つか5つの大きい会社が受け皿になる団体をつくって、そこが第三セクターとなっています。それで、非常に良くなり、現在、86%になっているということです。

○岡山県精神科医療センター
そうですね。
特に当院の良いところは1病院1法人ということなんです。

例えば、他は大きな中央病院があって、そして、より小さい精神科の病院があるという形になっていますから、単独でいろいろな決断ができない場合が多いのです。そうなるくなかなか小回りのきき方が違ってきます。

○事務局
これにつきましては、平成23年度の実績でございまして、全国の数字がわかるのは今、平成22年度までしかわかりませんので、比較のしようがないという問題がございますので、どうしても、先ほど精神科医療センターのほうが出しました平成22年度、一昨年数字になります。

○事務局
実際、中期計画は、計画値との比較ということで、出てくると思います。例えば、平成23年度についても当初の計画から上回っているというような形でいえば、それまでも評価で注記を付けておりませんので、もし4にするのであれば、その注記の分も空欄にしてしまうということで4という評価も。

○事務局
要は「全国でも上位の状況を続けている。」という。それは可能でございます。

全国的な状況を見ると、これは3ではまずいのではないかという気がします。

そうすると、評点のほうは4にすると。ここは空欄にするか何か。

もう一つのほうの資料の10ページの修正が要るのか要らないかですね。

運営費負担金のほうは平成21、22、23年度と落ちていると。

そうしたら、こここのところにいずれも「運営費負担金は減少したにもかかわらず改善した。」と書いたら上げる理由になる。

評価結果自体は一番最初の法人の自己評価のとおり、委員会としては去年は3だったけれども4にすると。参考意見のところは空欄にする。5ページのところは「やや」というのを消すということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

次は平成23年度の財務諸表の承認に当たってという項目でございます。前回、うかがって問題はなかったのですが、問題がなければこちらも適当と認めるとなるわけですがけれども、何かありますか。

財務諸表自体は監査法人の意見も出ておりますので、問題ないと思います。

【第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果】

第1期中期目標に係る実績に関する評価結果につきましては、字句等の訂正がある場合には修正をさせていただくということで、この評価結果を原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【積立金の繰越に係る承認】

これは承認された場合に現実的にはどうなるんでしょうか。

将来ではなしに、もう間近な。理由があつての、非常に重要なお金であるというようなことでございます。

○岡山県精神科医療センター

参考資料にすればいいのではないのでしょうか。

○岡山県精神科医療センター

経常収支比率の話になりますと、運営費負担金の入った数値になります。

かねてからの話のように、もう地方交付税単価そのものを削減された上に、県からの運営費負担金カットがありました。また、運営費負担金、共済の負担金が平成21年度上がってきて、ダブルパンチで2億円ほど落ちた中で、105%を維持しているというのが今まで説明してきた話です。105%を守るといふのは、大変な話です。

それともう一つは昨年度、平成23年度は、0.1%も伸びていなかったのはなぜかという、デイケアをダウンサイズして、退院促進に力を入れました。これで大体二、三千万円ぐらい収益が落ち込みました。医業収支比率が落ちた要因の一つです。

○岡山県精神科医療センター

〔将来構想に関する説明であるため、議事録から削除〕

○岡山県精神科医療センター

MR I も全国で独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院の次に精神科単科としては初めて導入しました。MR I を導入した精神科単科の病院というのは、非常に少ないのですが、当院は導入後、軌道に乗ってきました。一般医療

の仲間入りをするためには是非医療のレベルを上げていかないと、話にならないなということです。

この積立金の繰越に係る承認のほう、よろしくお願いいたします。

〔「異議なし」との声あり〕

【役員報酬等の支給基準の変更】

参考意見のところで私の考えとは違うようなといいますか、100分の50というのは業績年俸の、いわゆるボーナスのことですよね。そのボーナスについては生活給の側面と業績給の側面と両方見るべきだと。それは公的機関という性格上、そのようにすべきだと。その50というのは、要するに両方出すと、生活給部分で100分の50、それから業績給としての側面として100分の50で、合わせて100という意見なんですね。ですから、これだと何か、何となく合っていないんじゃないんですけど、舌足らずな気がしまして、ちょっとそこの表現を考えていただきたいんですけども。

そうすると、業績給が0のときは50になると。

そうです。生活給だけで見ると。

それで、業績給が満点だったら、業績給が100になる。

いえ、満点だったら、その業績給面では100、それからさらに生活給面でも当然あるわけですから。

ならば150と。それなら、結果、50%から150%になるんですね。

生活給の部分の増減を見ないとすると、そういう話になります。

生活給は基本的に増減を見ないんでしょう。

ただ、生活給の部分もプラスにはなっていく話ですから。前期と同じであるなら、変動はないんですけども。

あるべきときの生活給というのは、業績に関係なくあると。

これは業績給の面からすると、こういうことで合っているんですけども、この業績給の側面だけ書かれているような気がして。調整は両方でやると。

生活給の側面を100分の50、業績給の側面を100分の50で調整して、合わせたら100になるわけですね。

それで、業績給を0にしたなら、生活給面だけが残るという話ですね。だから、この表現で数字は合っているんですけど、これだと案としたら100分の100だったわけですよ。単純に100分の50しか見ていないという話ではない。

私の意見は、例えば、100万円の賞与を払うとすると、そのうちの50万円分が生活給部分で、業績給部分が50万円だと。業績給が低空的な水準なら50万円と、それから生活給部分の50万円で100万円出しますよという話です。

それで、業績が非常に良かったら、業績給が倍になると。そうすると150万円になる。

この表現で間違っていないんですけど。

数字は合っているけれど、精神が違うと。

そうですね。生活給の側面があるということを入れていただき良かったということです。

これも本当はものすごくいい意見で、本来、月例年俸で調整すべきなんです。そこをきっちりこれで克服しておくわけで。

年俸総額を多く払えと言っているのではなくて、年俸総額としては非常に素晴らしい業績のときに上げていくと。ただし、それは月例年俸の部分で上げるべきで、賞与の部分での倍、ゼロというのはないのではないかとということです。例えば、100万円を払うとすると、50万円から150万円の間の調整でいいのではないかと話です。

これはこういう原案の格好になるんですけど、本来、賞与のプラスの極端な格好ではなくて、月例年俸を上げるのがいいだろうと、そういった格好に、今度、変更するときには、変える一つの予告にもなるかもしれないということですね。

それでは、委員会の意見としての1のところは適当と認めるということで、参考意見を修正していただくということで。

○事務局

それでは、最終的に確認をさせていただければと思います。2行目のところを読ませていただきます。「月例年俸において行うことを基本とし、業績年俸にも生活給と業績給の性格があり、業績年俸の調整は業績年俸全体に対して100分の50までとすべきとの意見があった。」という形に修正をさせていただきます。

(3) その他

今後の日程について確認。挨拶等